

第 13 回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事要旨

日 時：平成 19 年 3 月 24 日（土） 13：00～16：00

会 場：かすみがうら市あじさい館

議 事：

- (1) 開会
- (2) 事務局からの報告
- (3) 第 12 回協議会の結果
- (4) B 区間の現状について
- (5) 今後の進め方
 - ・自然再生協議会全体スケジュール
 - ・第 14 回協議会の進め方（案）
 - ・その他連絡事項
- (6) 閉会

議事要旨：

1. 事務局からの報告について

- ・A 区間の矢板の補強については特に異論がないため、A 区間の国土交通省による施工を、4 月開始、5 月未完了の予定で実施する。
- ・事務局は、琵琶湖（新旭町）の内湖復活の事例など、今後の B 区間の協議に参考になる事例を収集し、資料を協議会に提出する。
- ・他事例の資料は、事業費、スケール、植生の回復状況（狙った効果の評価）等についても示す。

2. B 区間の事業内容について

- ・霞ヶ浦と連続した水域を造るため、B 区間で引堤を実施するという方向性は承認する。
- ・引堤により生じる空間をどのように活用していくかについては、新堤築造後から旧堤開削までの約 3 年間の間に協議していく。
- ・現堤防の取り扱い（開口部の幅、箇所等）についても今後協議会で協議する。
- ・事務局は、引堤の前提条件（必要条件）の詳細を協議会に提示する。
- ・国土交通省は、B 区間の引堤に関する実施計画書の素案を作成し、協議会に提示する。
- ・実施計画書の素案の作成にあたっては、B 区間の事業内容についての意見をアンケートで募集し、その内容を踏まえたものとする。

3. A、B 区間以外の事業について

- ・沖宿集落の前面（F、G 区間）における植生保全・復元についての事業提案を、浜田文男委員にお願いする。
- ・その他の事業についての提案を再度アンケートで募集する。

4. 今後の進め方

- ・次回協議会は、5 月下旬の開催を予定し、A 区間の施工状況視察、及び、B 区間の実施計画書の素案にあたっての協議を行う。

以 上

第 13 回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

議事録

日時：平成 19 年 3 月 24 日（土）

13：00～16：00

かすみがうら市あじさい館

1．開会

【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、第 13 回自然再生協議会にご参加いただき、ありがとうございます。

前回の協議会では、国土交通省が実施者となる A 区間の実施計画を了承いただきました。その後、各委員に最終の確認をいただいた後に、12 月 7 日付で正式に A 区間の実施計画が策定されました。その後、整備局の決済等を踏まえ、1 月 24 日に主務大臣である国土交通大臣、環境大臣、農林大臣、それから茨城県知事への実施計画の送付をしております。また、3 月 26 日に環境省の専門家会議が開かれると聞いており、この中で、田村・沖宿・戸崎自然再生協議会の実施計画が報告されるという話を聞いております。何か助言等があればいただくことになっております。

いずれにしても、整備局としては自然再生法に基づくこの実施計画は初めての事例です。この間、協議会の皆様には非常に長い間ご審議いただき、大変ありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

今日の協議会ですが、まずは A 区間の工事の概要報告と、宍道湖の引堤の事例報告、その後 B 区間の実施計画に入らせていただきたいと思います。

B 区間については、既に何回か議論していただいております。今日は、その確認を踏まえて意見交換をしていただき、一定の方向性を得られればと思っております。今日いただいた意見は、次回提示する実施計画の素案に踏まえたいと思います。

本日はよろしく申し上げます。

2．第 12 回協議会の結果

【前田会長】

事務局から、前回議事録等について説明をお願いします。

【事務局（平野課長）】

資料 1 をご覧下さい。

資料 1 第 12 回議事要旨・議事録の説明

1 番といたしまして、A 区間の実施計画書の修正案について討議をしていただきました。植生等の管理方針を示したマニュアルを専門家の協力のもとで今後作成する必要がある。21 ページの作業概要で書かれている観察路については、人が踏み固めてできた小道程度の簡単な通路であり、木道等の導入は行わない。同じく、事業の概要の 4 つ目の項目の「他区間の計画立案に」という表現については、A 区間も今後継続して手を入れていくという意味を込めて、「今後の計画立案に」に修正

する。ということで、A区間の実施計画書でございますけれども、その修正案を協議会として了承していただきました。ただし、文章、語句等の修正意見があれば、10日間程度、事務局で受け付けるということございましたけれども、特にご意見はいただいておりません。

2番といたしまして、今後の進め方。次回協議会では、B区間の実施計画案を国土交通省が協議会に提示し、内容の協議を行う。事務局は、引堤の先行事例である穴道湖の資料を次回協議会に提示する、というものでございました。

【前田会長】

続いて、この議事録にある穴道湖の事例も説明をお願いします。

【事務局（平野課長）】

前回、平井先生から、既存の堤防を後ろ側に動かして新たに緩やかな湖岸帯をつくった穴道湖の事例を調査、報告してほしいという意見をいただきましたので、ここで調査結果を報告します。

参考資料「穴道湖の取り組みについて」の説明

【前田会長】

議事要旨について、訂正等のご意見はありますでしょうか。

なければ、前回議事要旨はこれで問題なしとして、ほかに事務局から報告することはありますか。

【事務局】

1点補足しますが、紹介した引堤事例の施工については、引堤をしてすぐに既設の堤防を切ったのではなく、3年なりというある一定期間時間を置いてから、現在の堤防を切っています。

【前田会長】

ありがとうございます。

3. 事務局からの報告

【前田会長】

次に現在のA区間に関する報告をお願いしたいと思います。

【事務局】

事務局からの報告事項です。報告 - 1という資料をご覧ください。

報告 - 1「事務局からの報告事項（A区間の事業実施に係る報告）」の説明

【前田会長】

前回は説明がありませんでしたが、新たにやる事項ということで、矢板の足元を固めるため袋詰め玉石で根固めをする。これを了承いただきたい。これは工事のことですので、皆さんにお諮りするのではないと思います。

ただし、赤い字で書いてあるものは、矢板列の上へ乗ると危険なので、乗ることをとめるような

何かの施策をしたいということです。完全に立入禁止にしてしまうなら、全体をフェンスで囲うという手がありますが、ここはヤナギが生えているところで、前に考えた自然再生の区域として利用していく区域であるので、この中に誰も立ち入らないという形になることは、初めの実施計画にもとることになる。したがって、管理者の可能なレベルという、お金のこともあり、立て看板を立てたいという提案が事務所からありました。文言は事務所に任せるとしても、立ち入りを制限することをしたい。

皆さんに了承いただければですが、前から我々はこの中を無制限に勝手に歩くことを条件として設定していないと思います。しかしながら、全く立ち入らないでもないの、詳細については、今後、工事の終わった後あるいは次回、現地を見ながら具体的な案をつくっていくわけですが、この中にどこからでも入るのではなく、動線、経路はある程度決めておいて、そこ以外は余り勝手に歩くなという形にしたい。できれば、そこは、前の議事録にあったように、小道程度、踏み固め道程度で範囲を決めて、安全に中に入って行く。逆にいうと、それ以外は余り入らないでくださいという看板程度のものをつくってはどうかということです。そのようなことを赤線で囲んだ区域でやることについて協議会として了承いただけますか。ここで協議をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

美観を損ねる等あると思いますが、特段の反対がなければ、方針としてはその方向でいかせていただき、今後、実施する際には、現地で見えていただく、あるいはその頃までには 事務局、次回ぐらいまでには案はできるでしょうか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

では、そういう形で具体的に検討することにします。

そうすると、A区間については、事務局、それだけ決めておけば、後、進められるでしょうか。

【事務局】

はい。A区間の施工は、施工業者が決まり、5月末ぐらいを目標に施工を終わらせたいと思っています。

【前田会長】

要するに、魚に影響しない範囲で始めて、5月ごろまでには終わるということですね。

【事務局】

はい。

【浜田(文)委員】

いつごろ始まりますか。

【事務局】

まだ業者が決まったばかりの状態、実際には施工に入っておりませんが、近々に入る予定です。

【前田会長】

年度内には入りますか。

【木暮所長】

4月になると思います。

【前田会長】

では、4月、5月で重たい工事は終わるとのことですね。

【事務局】

はい。

【前田会長】

という予定だそうです。

それでは、よろしければ、本日のメインのB区間に入ってよろしいでしょうか。

【有吉委員】

A区間の工事の実施する区間の植生等の細かい調査はもう済んでいますか。

【事務局】

はい、実施計画の協議の際に、資料につけていますが、植生調査をしています。

【前田会長】

調査結果は既に報告していますよね。

【事務局】

はい。実施計画書の中にもつけています。

4．B区間の現状について

【前田会長】

では、B区間についての今までの経緯等を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 - 2 の 2 ページをご覧ください。今回、実施計画の対象とするB区間の現状についてです。

資料 - 2 「B区間の現状について」の説明

【前田会長】

これまでもB区間についてはいろいろ考えたと思いますが、この区間をどうしていくか、前面に植生帯をつくるとか、堤防の内側、田んぼ側に水たまりをつくってはどうかという意見も出ました。霞ヶ浦と連続しない形での水域の造成は、管理の面からここには適さないという話もありました。これまで、幾つかの案のもと、基本的には地形の変更は引堤ということが前提で議論されてきたと思います。

しかし、本来、湖の管理からいうと、原則論としては、治水のためにつくった堤防を変更するには、治水上の何らかの利点が必要であろうということにもなるかもしれません。そこで、治水、利水には余り関係はないかもしれないが、環境保全を、あるいは創成、創出等を目指す当協議会としては、皆さんの今までのご意見を踏まえ、ぜひ管理者である国交省河川事務所にここで引堤をお願いして、内湖的なものをつくっていく。その中をどうしていくかは、さらに議論が必要ですが、そういう形の土地の変更をお願いすることになると思われれます。この点について協議をし、再度、国交省にぜひ引堤をとお願いするかどうかを協議会として確認したいというのが、本日のまず入り口です。

このあたりで、なぜ、引堤が必要なのかということについて、地形の専門家、平井先生に総まと

めをお願いしたいのですが。

【平井副会長】

皆さんと一緒に復習してみたいと思います。資料2の4ページを見ると、過去の協議会の経緯が整理されていて、8回の協議会で全体構想が決まりました。それで、9回の協議会で、AからI区間でどんなことができるかをみんなで出し合ったと思います。それで、今日、整理されているのは、そのうちのB区間ではこんなことができるという話が出ていますが、AからI、全部やるのは大変だからということで、前回まではA区間についての実施計画を詰めてきた。また、今日から新たに残ったBからIまでの話をやるのですが、Aがスタートしたので、Bで何をやるかという話になってきたわけです。

アイデアは、引堤という話が出たのですが、私が、もう2年前になりますが2005年7月8日、第1回の勉強会で、地形の立場からいろいろな問題点を指摘しました。そのことをもう一度、B以下を考えるに当たって参考になると思うので、整理させていただきたい。

そもそも霞ヶ浦の沿岸帯の自然景観や自然環境が壊れてきたのは何かというのを覚えていると思いますが、堤防をかなり沖出ししたのは、資料にある迅速図等を見ればわかります。それから、私が指摘したことは、沖合で砂利をかなり多量に霞ヶ浦は採っている。日本の湖の中でもトップクラスの砂利を採ってしまった。その後に跡地がたくさん残されているし、沿岸漂砂系、砂が流れなくなっているということがある。加えて、船着き場をたくさん作り、航路浚渫などをして、沿岸の砂が動いていかないという問題もある。

さらに、水位を安定化させているために浅場がうまく維持できず、一部、浸食が非常にひどくなっている。結果的に、湖岸の迅速図にあるような湿地とか砂浜とか湖棚、生物のすみ場や浄化機能を持っている浅場がなくなってしまった。ここまでは、今日、この協議会に参加されている方々はよくご理解いただいていることと思います。

その浅場をどうするかが自然再生の一つの大きなポイントですが、この自然再生協議会とは別に、霞ヶ浦では既に2001年から2002年にかけて湖岸の11カ所で緊急保全対策としていろいろなことがやられています。私たちの勉強会、現地見学会で根田地区の養浜工あるいは島堤を見学したと思いますが、その緊急保全対策は、大きく2つありました。

一つは、現存するアサザを粗朶の消波工で守ることをやりました。これは粗朶が流出して問題があるということもありますが、アサザはある程度回復をしてきている。

もう一つは、新たな水辺環境をつくるということで、堤防の外側に養浜工、緩傾斜の土を盛って沖合に土地をつくっていくことをやりました。それだけではだめなので、土砂が流出しないように突堤をつくったり沿岸の消波工をつくったりして、何とか新しい浜をつくった。これは、今、評価が別の委員会で行われていて、大方、植生は回復してきているという評価はされていますが、一方で、景観がおかしいとか、私の立場からだと沿岸漂砂が必ずしもうまく動いてないので、新しく養浜されたところはまだ十分ではないと思いますが、それはさておき、ある程度初期の緊急保全という目的は達成しつつある。

その次の段階として、私たちの自然再生協議会があり、浅場を沖合に造成してきた次のステップとして何ができるのかを考えなければいけない、ということをお話したと思います。それは何かというと、浅場を沖合に造成するのではなく、もとあった浅場を復活させよう。それには堤防を引くしかない。沖出ししたところを引くしかない。つまり、湖が持っている本来の姿、一部分

ですが、浅場をそこに戻すというか、臓器移植ではないですが、他から持ってきてつくるのではなく、もともと湖が持っていた浅場をうまく復活させてやり、その機能回復をするというのか、そういう外科手術になると思いますが、やらなければいけない。そのためには、引堤ということになるだろう。これが勉強会でお話したポイントだったと思います。

どこでやるかは、沖出しが非常に激しい場所になりますが、そこは既に農地やいろんな土地利用をしていますから、やれるところは霞ヶ浦を見渡すと、田村のB地区しかないということで、早い段階から、皆さん、内々にはここは引堤でやる、やってほしい、やるしかない、ということは理解されていたと思います。

ただし、先ほど復習したように、協議会として、意見としてはアンケートという結果が出ていましたが、では、B区間はやはり引堤が大事だねというのは、形式的に、今日この場で確認をした上で、国交省というか、みんなで作ろうと。では、どういうことができるかをお頼みするという形になると思います。そのような意思の確認について議論願えたらということで、会長の方にお返ししたいと思います。

【前田会長】

今、平井先生が言われた、経過と、なぜ浅場が必要かから出発すると、引堤は重要だが、ほかで引堤をやれという意見もいただいたこともあると思いますが、それには土地の手当てが前提条件になり、幸か不幸か、この土地は官有地ですので、国交省がウンといえれば引ける場所である。とにかくここしかないということで、この田村、B地区に引堤をお願いするという形で考えたいと思いますが、これについて、皆さんから意見をいただきます。いかがでしょうか。

【植田委員】

ただいまの平井先生のご意見に賛成です。2ページに書いてあるように、事業の方向性で、水辺空間の創出や、不連続堤とするといっていますが、これは二者択一でなく、この両方をやらないと引堤も意味はない。このB区間の自然再生事業は何をねらっているのかが本質に関係するのです。その意味で、5ページの引堤の案は反対です。

どういう理由かという、今までのB地区の引堤案は、湖岸の現況の堤防をそのままにして、湖岸の水を背後に引いて、それから改良させる意味です。ここでは干拓をやったり護岸堤をつくったりして何を失ったかという、風の力と太陽の力。ここには風の力は残っています。風の力は、データベースを見てもらえばわかりますが、3m以上、6mも吹く風が十分あります。風は、例えば、そこで風車にするか、風力エネルギーにするか、要するに、このような2つのところで水を入れたら環境ができるというものではないのです。湖岸の背後地の水は外にも流れるし、魚が入るためには水温差も要るし、水が流れない限り、環境にはならないのです。引堤をつくって、水をつくっただけでは、生物がすめない環境、今の引堤案のようなものをつくると、悪水を背後に入れてかき回すという危険性があるから、そういうことを避けられる方法がある。

引堤をつくることについては大賛成ですが、ここに存在している、我々が失った自然のエネルギーを、営力を、単なる湖岸の水位差だけでやっても回復はできないということをいっています。

現実には、AとBの区間の波力は同じです。波力が同じところに、どうして沿岸流の引き回す水ができるのですか。そんなことはあり得ない。国土交通省のデータによるとそうなっている。それで、湖岸の地形の例えばBのところ、3,000分の1の地形図によると、ここは堆積区間で樋門があかないぐらいに数年のうちになります。もろもろのデータがあるので、しっかりとマッチングした、平

井先生の言われたような案をつくって頂きたい。それは、試行しながら段階的に間違いなくいいものができる方向でやってほしいと思っています。

【前田会長】

ありがとうございます。

植田委員の意見は、引堤に反対ではなく、そこから先の話ですので、これは後ほどまた議論します。平井委員の意見に大賛成という話でした。

【有吉委員】

B区間の引堤は、今話を聞いていると、全部賛成のような意見ですが、本当でしょうか。

【前田会長】

ですので、今、それをお諮りしています。

【有吉委員】

今までまっすぐの道がクランクして走るようになりますよね。そういう問題が出てくるのではないかなと感じたわけです。私は地元でないから別に構わないですが、地元の方はどうでしょうか。

【前田会長】

今のところ、これは道ではないので、まだ この区間は市に移管していますか。

【事務局】

しておりません。

【前田会長】

道路でなく堤防ですので、今のところ、使用を黙認していることになりますね。そのあたりについては、今後、ここは土浦市の域内ですから、地元との話し合いは当然ある。具体化するには、そういう面についてもあると思いますが、今ここでは、形がどうなるとかは後に置いて、利便性とか効果も考えながらという前提ですが、現状のまま、例えば前出しをするような形でB区間を扱うのか、それとも、引堤、要するに現在の堤防より内側に水面を造成するというで行くのかということ。それで、浅場は表でできないので、どちらかという、この場所で工夫しながら浅場に変えていきたいという話でした。

協議会としてはということになりますが、その後、多分、具体的な工事については、その前に、もちろん、水産関係者、農地関係者、それから地元等との協議や説明はあるのでしょうか。

【事務局】

はい、あります。

【前田会長】

そこでまた、やむを得なく細部について変更することもあり得るわけですね。

【事務局】

はい、了解を得なければできないと思っています。

【前田会長】

ありがとうございます。

したがって、ここでは、条件はいろいろあるでしょうが、具体的にどうということではなく、方向性は、協議会として、簡単にいえば、引堤をするよう、あるいはしなくてもいいように、湖面の管理者である国交省に依頼する。要するに、こういうことをやる実施者になって下さいとお願いするということです。それをここで諮り、方向性だけは決めたい。

よろしいでしょうか。反対の方はいらっしゃいませんか。そういうことは必要ないというお考えがあってもいいし、そうでなくて、前出しで何かやろうとか、浜じゃなく穴を掘れとか、いろいろあるかもしれませんが、そういうお考えがあれば、この際、伺わせていただいて……。

では、ここで協議会としての方針を決めてしまわないと先に行けませんので、特段の反対は無いようですので、内容はともかく、基本方針は、ここで引堤を国交省をお願いして、その後については今後考える、という協議会の方向にご賛同の方、拍手をお願いします。

[賛成者拍手]

【前田会長】

ありがとうございました。

ほとんどの参加者に拍手をいただいたので、方針としては、引堤を大前提としてB区間を具体的にどうするかを考える、ということ国交省の方へお願いしたいと思います。

5 . 今後の進め方

【前田会長】

そうすると今後どうなるかについて、事務局、お願いします。

【事務局】

今日、お休みしている方もいますので、4月末ぐらいまで、皆さんからご意見をいただく時間を設けたいと思います。

スケジュールを4ページに載せております。第13回協議会が本日です。今後、B区間の実施計画をつくっていくわけですが、最終的にB区間の施工をするに当たり、台風時期を除くので、11月以降でないと工事に着手できません。それから、予算の関係上、4月から3月までの工期で考えていますので、11月から工事を始めるには、8月末ぐらいに協議会で了承いただいて、必要な調査がまたあれば調査をし、測量などをして設計をします。それから予算づくりや、施工業者を決めるに当たっても2カ月ぐらいかかるので、8月下旬ぐらいに了承いただかないと施工に入れない。そこで、8月下旬に向けて、5月下旬ぐらいには、予定ですが、A区間の工事が大分進みますので、A区間の施工状況を見ていただければと考えております。

それから4月末までに皆さんの意見をいただいて、それをもとに国交省で素案をつくってまいりますので、また5月下旬ぐらいに協議会でご議論いただければと思います。その意見を6月下旬に修正案としてお持ちして、また協議していただき、7月、8月と、今、かなり回数を多めにありますが、こういった形で協議をいただき、8月下旬の17回の協議会で了解いただければと考えております。

【前田会長】

今の話は、来年度の11月に発注するためにはという前提の話と伺いましたが、そのためには協議会をその前に何回かやって詰めなければいけない。そんなに急がなくてもいい、つまり、発注は来年でもいいと考えると、これはどうなりますか。

【事務局】

今、最短でというか、予算が単年度で区切られていることと、工事が11月からしかできないとい

うことで、もし、これがずれ込んでいくと、今年度の施工が難しいということになります。

【前田会長】

今年度の施工が難しいのはいいですが、そうすると、実際上の話としては、施工する、イコール、工事が11月に始まって3月に終わったら、その後、即いわゆる自然再生的な事業にかかれるんですか。そのようなところも含めて説明いただけますか。

【木暮所長】

スケジュールの確認ですが、11月から施工というのは、出水期までに堤防をつくらなければいけないというのが一つあります。それで、堤防をつくったからといって、すぐ前の堤防は切れません。3年間、安定するまで置くという決まりがあります。よって、堤防をつくるのが遅くなれば遅くなるほど、前に自然再生する事業が遅くなるということなので、我々としては、ここに8月下旬と書いてありますが、9月からの入札制度を決めないと、11月の非出水期からの工事に入れないので、期限を8月下旬。これですと、11月に工事に着手できますので、非出水期間中に堤防ができます。

堤防ができた後、3年間、前のところは出きませんので、今後いろいろな議論をしたいと思っておりますが、とりあえずこの3回、かなり急いでいますが、自然再生法で工事をやるときには、申請書を上げて、送付しないと工事ができません。それには、決まり文句があり、決めることが幾つかあります。それをまず協議会で決めていただきたい。それで、3年間の中で変更ありでも結構だという話ですので、3年で堤防ができて、実際に自然再生の事業をやるまでには変更ありきで、まず一旦は決めないと堤防ができないということをご理解いただきたい。

それと、堤防をつくるためには、自然再生のある程度のものは書かないといけない。それは拙速ではないかという意見がありますので、それは変更もありきで了承もいただいているので、3年たって、また皆さんの中で議論をして、この辺を少し変えたいといったら、また実施計画は変えればいい。3年後ですから、実際に前のアクションが起こせるのは。

そういう意味で、時間的な話と、実施計画のつくり方と、いろいろな関係があるので、こういう工程が決まっているということによろしいでしょうか。

【前田会長】

ありがとうございます。

決まっているというか、そうしたいということですが。それで、当方としては、協議として方向はそれでお願いします。もし、今年の11月ごろに発注するならば、8月末には実施計画ができていなければ自然再生にのっとった仕事ができない。そうすると、我々は4月から8月までの間にB区間の実施計画をつくることになります。ならざるを得ない。

それで、11月から発注して、その年度、来年度に、そこの工事だけは終わったから、即、中の自然再生に直接関係することができるかという、そうではない。堤防が落ちつくまで少なくとも3年間はそのまま置いて、安定してから古い堤防を恐る恐る切ってみるということが続くので、これで急いでやったら、即、次の年度からやるのではなく、我々が本当にやる出番というのは4、5年後です。

だから、具体的には、その間に細かいことはゆっくり考えればいいという考え方ができるのですが、自然再生法では実施計画を出さないとならないとなっていて、初めから理念的には大きなぶれはないだろうというところまでの実施計画を、この夏までに我々はつくって、それに基づく工事だけは先行させ、中の細部については少なくとも2年間はかけて十分に議論することがで

きる。その間に細かい話、先ほどの植田委員の話のようなものも含めた点を煮詰めて、ほんとの仕事をやっていく、という形になるのかな、というのが事務局の話を聞いているの我々の受けとめ方だろうと思います。

という方向で、当協議会としてはB区間について、次年度4月以降、当面協議していくという方向。つまり、B区間の引堤を前提とした実施計画をつくるという方向で、次年度の少なくとも初めは動くという方向でよろしいか、というのが次の確認になるかと思いますが、いかがでしょうか。

やるとなったら、それしかない。大分忙しいのですが、とにかくできることまでやってみるという方向でよろしいですか。

【植田委員】

今の方向で僕は結構だと思います。ただし、その条件の中で、例えば5ページの左下のような形で開口部が2つあって、これをやるのが前提の規定なのか。これは、検討過程で、一つの対案を求めての誘い水だと理解したい。

5ページの左の図は正しいかもしれないが、自然再生事業というのは、やってみてダメだった、これはよかった、もう少し変えたらいい、というように方向を探りながらいくわけですから、それは2年なり4年なりでやるルールになっているのはよくわかりますが、会長の言われたことと、P5のような図面をつけて、これで行くといわれたら、僕らは何をやられているのかわかりません。

【前田会長】

わかりました。

では、今のことを決めて休憩に入りたいのですが、その前に、もし堤防をつくるとしたら、こういう条件で行くしかないというのは、資料にあると思うので、つまり、この絵でいくと、5ページの、植田委員がいわれた青いところを抜いて、赤いところ、これを説明していただけますか。

【事務局】

5ページの左上に参考資料と書いてありまして、決してこういった形で方向性が決まったのではないという前提で説明します。

まず、上の図ですが、グレーに塗ってある部分が、現在、B区間の湖岸堤の断面、それから、後ろ側の地盤の状況だとお考えください。それから、その下の茶色、これは想定断面ですが、昭和22年当時の断面を示しています。逆にいうと、昭和22年当時の断面に干拓堤がこんな形であったとすると、そこに、沖出しして堤防をつくって、現在のような状況になっている。それを復元、自然再生というか、そういった形で、もとに近づけるとすると、この緑の点線のラインになるのではないか。これを一応引堤と書いてありますが、そのようなことを考えて示しています。

それから、下の図、平面イメージです。青色の部分を除き、これまで皆さんからいただいた意見を踏まえると、赤で築堤の確保という抜き出しが書いてありますが、ここが堤防の天端になります。この線形についても、詳細に検討した線形ではありませんので、あくまでもイメージと考えていただいて結構です。

右側の引堤する場合の条件ですが、地盤の条件が非常に軟弱ですので、緩やかなのり面勾配を持つ堤防となると思われます。それから、事業内容案は、既存の植生帯を保全するというので、左の図面に緑色で現存植生帯がありますが、この植生帯をこのまま維持するのかがどうかも議論の対象になると思います。それから、湖内と連続した水辺空間を創出するというので、先ほど来出ておりますが、この開口部をどうするのかという議論になります。それから、湿地の再生。シードバン

クから再生させた水生植物の確保で、またシードバンクを用いまして、こういった確保もできるのではないかと。それから、環境学習の場にもなるのではないかと。それから、維持管理としては環境管理が必要になるのではないかと、というような一般的な事項も書いております。

【前田会長】

この黒い部分が現状の地形ですね。

【事務局】

はい。

【前田会長】

それに対して青いのは、仮の水面ですから、どうつくるかは、ここで議論しなくてもよい。後で植田委員が言われたことは議論しましょう。それから、条件として、既存植生やシードバンク、このあたりは後で議論してよいと思いますが、堤防をつくるとしたら緩傾斜堤防で行くしかないということですか。これは決まりですか。

それからもう一つ、地形的な形、一部に民地があるので、堤防の傾斜が幾らぐらいかとかを大体割り出していくと、この赤い線ぐらいが天端になるということですか。

【事務局】

はい、そういうことです。

【前田会長】

その近くにある青い線は何ですか。

【事務局】

まだ調整がついておりませんが、茨城県がここの部分はサイクリング道路の計画をお持ちなので、それと整合を図ると若干ずれてくるということですか。

【前田会長】

なるほど。堤防にサイクリングロードをつけるという構想があるので、これを入れるとさらに幅が広がるという意味ですね。

【事務局】

はい、天端が広がります。

【前田会長】

したがって、堤防の足は……

【事務局】

足も若干延びます。

【前田会長】

外側に延びるということですね。

【事務局】

はい、湖側に延びてきます。

【前田会長】

それが青い線ですか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

ということで、この3haの中で、のり面をどう使えるのか。あるいは使えるとしたら、どう利用するかという点は、後ほどの議論とすると、平面的に水面がとれるところは、今の緑でかいてある部分に限定されるという条件があると見ていただいて、この角が直角に曲がるけど、少しアールがとれるとかは後でいろいろ変わるわけですね。

【事務局】

はい。

【前田会長】

ということで、これを見ていただいて、この後、B区間でやるとしたらというご意見と、それから、実は、今後、B区間以外を、この先、どうやっていくかというご意見をいただきたいと思っています。それをもとに、次年度、来月以降、これの計画を大体詰めてしまいたいと思いますので、ご意見をいただきたいのですが、とりあえず、休憩とさせていただきます。

司会

10分間の休憩をとりたいと思います。よろしくをお願いします。

(休 憩)

【司会】

会議を再開します。会長、よろしくをお願いします。

【前田会長】

先ほどの続きですが、今後、B区間をどのようにするかについては、まず、実施者となる国交省から、次回、ある程度の案を提案していただく。案は、実施者が決めた案ではなく、ここで総意のもとに実施していくわけですから、たたき台という意味で提案をお願いしたいと思います。それは間に合いますね。

【事務局】

はい、4月末ぐらいまでに、今日、欠席の方もいますので、ご意見をいただければと思います。

【前田会長】

それに先立ち、国交省がたたき台をつくるにあたっては、ぜひ、こういうことを入れておけとか、こういうことを心しておけとか、ご注文等があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

【沼澤委員】

5ページ右下の引堤する場合の条件で、築堤の確保となっていて、背後地の地盤が軟弱なため、緩やかなのり面勾配を持つ堤防となると書いてありますが、現在ある沖出しの堤防が軟弱な地盤の上に立っていて、何とか形を保っているのか、それともやっぱり地盤沈下しているのかわかりませんが、そういうことがあるので、今後は緩やかな勾配の堤防ということなのでしょうか。

【事務局】

まず、のり面を確保するために、今、現況の堤防は矢板で前面で押さえているわけですが、そういった構造にしない場合には、のり面はなだらかにしないとのりが維持できない、築堤自体が維持できないということです。

【沼澤委員】

そうすると、引堤の場合は、矢板を入れないでつくるといえることですか。

【事務局】

今のところ、予定していません。

【木暮所長】

ガチガチにしないということです。

【沼澤委員】

わかりました。それともう一点、言葉の問題ですが、2ページ目のB区間の事業内容についての回答というところで、湖水を入れて「内湖」のような水場をつくる、という表現になっています。私なりの理解では、内湖というのは、河川の河口部が膨らんで、そこに水がたまって、流速が緩やかになるために、沈殿するものは沈殿し、窒素・リン等は植物や植物プランクトンに吸収されて、上澄みに当たる水が本湖の霞ヶ浦に入ってくる、そういう地形のことを内湖と仮に考えると、自然浄化作用がなくてははいけないともとられます。

だから、ここはうまく逃げているというか、「『内湖』のような水場」と書いてある、こういう内湖という言葉は今後使っていいのかどうか。

というのは、以前、1年半ぐらい前ですか、清水委員が、こういった自然再生では湖水の水質の改善とか浄化も視野に入れてやったらどうか、という話をされたことがあります。そのときは、とりあえず水質の改善は置いておいて、自然再生の方に力点を置くという話だったかと思いますが、今回の引堤の内湖的な水場、これに水質改善の機能を持たせるとすると、また非常に難しくなると思います。というのは、周りがハス田ですから、ハス田と堤防の間の堤脚水路の水を当該地に持ってきて、ここで浄化させるのも考えとしてはあり得ると思います。ただ、別の考えでは、そんな汚い水をここに入れたら、すぐ泥場になってしまい、植物が繁ってしまっただと大変だという考え方もあると思うし、ワカサギも入ってこないだろうということもあると思います。

いいたいのは、内湖という言葉の使い方を少し教えていただきたいということです。どのように厳密に考えたらいいかということです。

【前田会長】

これは事務局の責任というより、だれかがいったことをそのまま事務局が書いたと思いますが、内湖という言葉は、陸水学的には、普通、どう使っているかというのは、私の商売ですが、必ずしも沼澤委員がいわれたようなものを内湖というのではない。外湖というのは 外湖とはいわないですが、本湖に対して、それに附属するような水面を内湖といい、琵琶湖にはかつて10以上の内湖がありました。琵琶湖の内湖は2つぐらい河口部の部分のものもありますが、大抵は湖岸線が前進した、内側の湿地が水面になっているところ、これを内湖という。では、厳密な定義は何かという、ないといっても構わないわけです。したがって、ここを内湖といって一向に構わないのですが、それと水質保全的な機能を持つかということは別問題で、これについては、今後、論議した上で協議をし、方向性を定めていくとせざるを得ないと思います。

【沼澤委員】

了解しました。

【浜田(文)委員】

現在の堤防は将来的にですが、両端を切って、その後、これをどう残すのかということ、これも検討した方がいいのではないかと。ただ両端を切っただけで今のまま残すのか、それともいわゆるコンクリートの構造物まで撤去するのか。私の個人的なイメージとしては、みんな、取っ払って、島

のような形、そういうイメージで残すべきかなとは思いますが、その辺も検討すべきではないか。これ、事業内容案として、これからのことですけれども、出しておきたいと思います。

【前田会長】

ありがとうございます。

具体的にどのような形にするかは置いておき、堤防の構造上、どれだけ残すとか、固めるとか、しなければならない前提があると思いますので、事務所から、最低の必要条件としてはこれだけのことがあるということを出していただければと思います。

【植田委員】

3点ほどいっておきます。5ページの図面、これは左側の1カ所の流入口、左側のところに僕らの語句では背割り分水といって、用水を取るところと排水するところとを隣り合わせて、仕切る方法があります。それで、右側のような2つにするのも、最終的には土木事業としては水を回すためにありますが、要するに、1つでできるもので可能性のあるものを模索して、だめだったら、2つに増やしていけばいいのであって、要は、いい流水環境をつくりたいのですから、そういうものを段階的に発展できる作戦をつくってほしいということが1点です。

要するに、この5ページの図がだめだというわけではないけれど、これを一発でだされると、後の試行錯誤がやりにくくなる。この再生事業が5年になるのか、10年になるのか、相当かかると思います。基本的にそういうことを配慮してもらいたいということが1点。

それから、2ページに事業の方向性があります。これも同じ意味で、上のように水辺空間でやるとか、それから、仕切ってこうするとかということではなく、究極的にはこの2つのことをやらない、前に自然堤防がないとき、干拓の堤防は背後地から水がどんどん、岡からも来たわけですね。現に、昔は浮葉植物や沈水植物は背後地からどんどん流れて沿岸のところにとくさんたまったわけです。そういう水循環の双方向性を保てることが目標なのです。今はそれができないかもしれませんが、こういう二者択一で限定した、どっちかに決めていくのではないという余裕を持った中で、とりあえずこれで行くとか、作戦を戦略的、戦術的にもう少し考えてほしいということです。後から、これで決められると、論議のしようがなくなってくるのです。

もう一つ、5ページの事業内容。このところの初めに、多角的な自然営力というか、風力、太陽エネルギーなどの利用とか制御をしながら段階的に自然に近づいていくという字句を入れてもらいたい。具体的にいうと、この左側で1カ所、風力発電、例えば1,000キロワットを3単位ぐらいづつつくったら、どんどん水は逆流でき、潮位差もできるぐらいのエネルギーがここにはあります。それらは今までの事業の中では、湖岸の扱いでやっているものであり、今回の事業は自然再生事業がベースになっているのですから、そういうことを視座に入れた中で、使えるものは全部使って、いい方向に開発していくという余裕を方向性として入れて、これからステップしていくという可能性を持ってほしい。

ここで背後に潮流をつくって流動させると、春先のフナは来る、ワカサギだって産卵できる場が、この周辺の環境、今までここはワカサギの産卵場になっていますが、どうして2カ所にせず、1カ所だけにすべきかという、この右左のこの区間の攪乱を防止して水域を安定させ、そして、生産と一緒にやっていく環境場をちゃんとつくるといふ戦略ですが、要するに、事業内容のどこかに、もう少し基本として向かう自然エネルギーの使い方の項目を一言入れて、以下の具体例につながるようにしてもらいたい。

【前田会長】

この事業内容は、今までの話をまとめて入れたので、こういう方針で行きたいという案ではないですね。

【事務局】

はい、違います。

【前田会長】

それから、植田委員の話ですが、必ずしもここに流水域をつくろうと決まっているわけではないので、極めて静水域にしたいという考え方もあるかもしれません。これは後ほど議論しますが、大川委員、もし、こういう形をつくったときに、稚魚の避難場所、成育場所、あるいは産卵場所とか、魚種によっても違うかと思いますが、水産上、役に立つような浅場としての条件はどのようなものがあればよいか。ご意見賜れればと思います。

【大川委員】

実際にできてみないと感じがよくつかめませんが、常識的に考えれば、春先のノッコミの時期、あるいは水温差、浅くて温められた水が沈み込むと温かい方に入ることもありますし、そうやって入っていった中で産卵したとして、その稚魚が効率的に育つには、その稚魚だけでなく、ほかの魚種も多分入りますので、ある程度隠れ場としてなければならぬ。普通なら、沈水などの植物帯があればエサ場にもなるでしょう。そういう植物帯の根っこなどにエサとなるワムシなどが多いため、そういう意味で、そういうナーサリーの場所としては非常によくなるのではないかと思います。

あと、規模的にもそれほど広い部分ではないでしょうから、大量にここが湖じゅうの魚が集まって産卵するような場所にはならないでしょうから、ローカルの地域的な魚にとってはある程度重要な場所にはなり得るのではないかと思います。

実際に始まってみて、我々も調査してみて、知見を集めるのには、実験場所としてもおもしろそうだと思っています。

【前田会長】

ありがとうございました。ほかに、このB地区についての……。

【鈴木委員】

この水の出入り口ですが、構造上いろいろ研究するともっといいアイデアが出ると思います。例えば霞ヶ浦町の平川にある古い舟溜まりですが、あそこにはマツモみたいな沈水植物がすごく増えるのです。その構造は、舟溜まりの構造で、下の方から直接流れないで、例えば50cmぐらいのところにコンクリートがあって、上の水だけが行き来して、下の水は残されている。そういった直接霞ヶ浦と波でもって行き来されない舟溜まりというのが、行方、玉造の方にも何カ所が見られて、そういった水域では沈水植物などがすごく繁茂している場所があるので、やはり構造上の問題で、あけても温度差などはクリアできるのではないかと思います。

【平井副会長】

質問とお願いですが、今回、B区間は、スケールをまず、湖岸線に沿って300mぐらい、奥行きが100mぐらいの規模だというのを頭に置かなければいけない。今日、平野課長がわざわざ写真を撮って示してくれたものは、スケールがわからない。そんな大きな規模でもないし、間口が何mあいているのか、わからないのですが、こういう引堤の事例は非常に少なく、私もどういう地形条件

がいいのかわからないので、できれば、こういう引堤の例も何カ所かにあるので、平面図でスケールをそろえて、我々がやるB区間に対して、このモデルは、こういう小さい規模のときにこううまくいっているとか、何かそういう資料も少し集めていただくと、ポンチ絵から意見をいうのではなくて、もっと具体的な議論ができると思います。

それで、もう一カ所、私が思いついたのは、琵琶湖の北西岸の新旭町に内湖が3つありますが、そのうち1つは、埋もれかけていた内湖を、県か、町で復元しています。公園風になっていて、オランダ風の風車で水循環をさせている。それは賛成できないですが。割と大きな規模の内湖で、出入口は1カ所です。湖岸に対して直角に細長い内湖ですが、かなりうまくいっている例です。

そういう事例をもう少し集めて、それに即した規模とスケールと条件ですね。いろんな堆積物の大きさも違ふし、湖岸線に対する方向や、風の状況も違うのですが、そういうものを集めて議論をしないと、出されたポンチ絵について、みんながワアワアいていたのでは、なかなかまとまらないので、ぜひやっていただきたい。

宍道湖の例は、どれくらいの大きさなのですか。これは、B区間の参考になるというより、A区間の発展型かという気もしますが。もし、おわかりになれば、開口部や、ワンドの幅、奥行きはどれくらいなのでしょう。

【事務局】

まず、どのくらい引堤したかということですが、最大で約50m。これは、円形状に引堤していますので、最も引いているところで50mくらいです。それから、開口部ですが、10mはなかったと思います。

【平井副会長】

そうすると、全体としてはB区間で考えているものより少し小ぶりでもいいでしょうか。ほぼ同じくらいですか。

【事務局】

感覚的には、引いている幅で見た感じで、同じくらいかと思いました。

【平井副会長】

できれば、そういうものも含めて資料を整えてください。

【事務局】

はい、わかりました。

【前田会長】

では、もしお気づきの点があれば、B区間について注文を事務局、受けられますか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

そちらはいつごろまでにまとめますか。

【事務局】

今後、B区間の実施計画をつくるに当たって、皆さんからいろいろ意見をいただきたいと思いますが、A区間で整理したときと同じように、前提条件としては、全体構想で我々の決めた方向性に整合性がとれているかが、最終的にまた判断がありますので、そういったところも配慮していただいてご意見をいただきたいと思います。

それから、最終的に同じような話ですが、それをやるということがどういった意義や効果があるかということも、前提にしてご意見をいただければ非常にありがたいと思っております。それで、事務局から、今日、ご欠席の皆様も含め、意見用紙をお配りしますので、4月末ぐらいまでにそれを返送いただければと思います。

【前田会長】

そうしますと、次回はそれをもとに協議の……

【事務局】

はい、国交省で意見を整理して、また図面なりを示せばと思っています。

【前田会長】

では、そういう形でいよいよB区間の具体化に向けた協議を次回以降進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、この後、A区間の工事が終わった後、具体的に我々はどうするかもあわせて協議の上、実施体制を整えたいと思います。それに加えて、今、A、Bの区間について話し合っていますが、C、D、E、F、G、H、Iまでたくさんありますが、その他の区間について、今後、我々はどうするかも考えの中に入れておかなければならないと思います。

ところで、国交省では、実施者として仕事をされると、大きな予算をとって、大きな機械を入れて仕事をやらざるを得ない面があります。そこまで行かなくても、ちょっとしたことで、この区間についてはこういうことで行けるのではないか、あるいは行ったらいいのではないかというお考え、あるいはアイデア、思いつきでも結構ですが、そのようなものが今あれば伺わせていただければと思います。こんなところではこんなことでどうだ。前に浜田委員にお話しいただいたことがあると思います。あれは勉強会でしたか。

【浜田(文)委員】

そうです。

【前田会長】

浜田委員、勉強会の復習を簡単にお願いできませんか。

【浜田(文)委員】

去年の8月の勉強会で、地元から手を挙げたという形で、こういうふうという案を大ざっぱに出したわけです。長い区間ですが、集落の前面、それから干拓の地先、それから戸崎地区と、大ざっぱに3つに分けられるかと思いますが、集落の前面で、現在、植生がか細く残っているところをまず保全して、さらに拡大していくことを、まず優先すべきではなからうか、そういうような話をしております。それと、戸崎地区方面に関しては、沖に消波堤もないですから、もっと大胆な事業が展開できるのではないか、そういう話もしています。

また、干拓堤については、余りいじることできないので、かなり後の課題ということになるでしょうが、とりあえず沖宿の集落の前面をやっていただけたらということです。それも単なる植生の復元、保全だけでなく、人が入っていける空間もところどころにつくるといふか、構造上は同じでしょうが、人が入っていけるようなところ、そして親しめるようなところもつくっていくべきであらう。

これが私の個人的にも、また、皆も願っているところです。ただ単なる植生の復元だけで、みんな、立入禁止というのは困る。基本的に、そういうふうに分けて、また管理していくべきであらう、

というのが去年話しをした骨子だと思います。

【前田会長】

ありがとうございます。

今、浜田委員の話がありましたように、特に人と湖とのつながりの、これは協議会の基本計画の中にもあるわけですが、人と湖との密接な関係を、今、最も考えられるのは、沖宿の集落の前面に当たるところとなろうかと思えます。ここのところをどうするかについては、今、浜田委員のお話があったようなことを踏まえると、必ずしも国交省が大規模工事をやるというものではないと思いますが、これは会長提案ですが、もし、皆さんのお許しがいただければ、今、浜田委員は3つほどいわれましたが、その中で沖宿前の集落の、要するに、港の前後の部分は、今、既にいささかなりとも植生が残っており、手をかければもっと保全できるようなところですよ。

そこで、どのように手をかけるかということと、それから、人とのつながりもどのような形で確保することが望ましいか、したいか、ということについての素案のようなものを、地元の方々を中心にといいますか、申しわけないですが、浜田委員を中心に検討をお願いして、ある程度の具体的な案、このとおりやるという話ではないですが、そのための検討案をつくっていただくことをお願いできないかということです。

あと、干拓堤の話は、地元の景観保全には極めて重要ですが、これまた直接ここで手を出せない部分もありますので、これを置いておく。

それから、戸崎地区には、センターその他の関係があるのですが、あそこは大きな仕事をしないと、浜田委員がいわれたように、すぐさまというわけにはいかない地域ですので、とりあえずA、Bを進めていくと同時に あそこは何区間ですか、幾つかにまたがりますよね。

【平井副会長】

港がFですから、FとG。

【前田会長】

FとGの全部じゃないんですけども、F及びGにまたがる区間について、そうしたことを考えていただくことを提案したいのですが、いかがでしょうか。

【平井副会長】

ただいまの会長の意見に私も大賛成で、10回からずっと、それから、次回、次々回、8月ごろまで、AとBばかりやって、国交省の下請けの協議会みたいに感じられても困るのですが、一度、9回のときに皆さんの意見をアンケートという形で集約して、AからIまでゾーニングしているんな意見を出しましたよね。それをもう一度表に整理して、改めて、B区間について重点的にアンケートをされるということなのですが、もうあれから1年以上たっていますので、もう一度、AとBがこういう形で自然再生をやるようになった時点で、ほかのCからIまでどんなご意見がありますか、特にF、Gあたりは、沖宿の集落との関係でこんなことも浜田委員から意見が出ているということを紹介しながら、そこも問うようなアンケートをやっていただけると、もう少し協議会にも興味を持って参加してくださる方がいるのではないかと。技術的にはA、Bを詰めていかないと進まないのですが、より積極的に参加してもらうためには、何回か、そういう途中アンケートを繰り返してやる必要があると思います。ぜひ、それをお願いしたい。

【前田会長】

浜田委員、お願いできますか。お願いするとしたら、ある程度……

【浜田(文)委員】

具体的にどうしていったらいいですか。

【前田会長】

具体的には、浜田委員の案を伺って図化するなどは、事務局にやらせてもいいわけですから。要するに、いろんな方がいらっしやるでしょう。今日、いらっしやらない方もいらっしやいますよね、あの地区で。そういうことも含めて、全体としてどういうことが望ましいかということ。

【浜田(文)委員】

要するに、提案というか……

【前田会長】

ええ、提案ですね。我々は決められないから、提案ですね、そういうことをお願いしたいと思えます。

それで、ほかの方々からもそういうお話があれば出していただいて、事務所の方へ届けていただければ、それをまたまとめて皆さんにご紹介するという形にしたいと思えます。

【浜田(文)委員】

それから、提案はしますが、それと同時に、希望としては、地元以外の方からぜひ積極的な、批判でも結構ですから、大いに批判していただいて、もっと議論していけたらと思っています。批判を歓迎します。

【前田会長】

その意味でも、批判のためのたたき台と考えてくださっても結構です。

【平井副会長】

それについては、私は、地形条件の専門家ですから、それは無理だとか、こうしたらいい、あるいは西廣委員は植生の専門家ですから、その立場で協力しますので、ぜひ、次の一步ということで……。

【前田会長】

ということで、A、Bのような大規模以外のものも少しずつ考えていくという方向性をここで出していきたいと思えます。

こういうことになりますと、次回以降の予定をもう一度お願いします。どうしていけば、来年度こなせるかということです。

【事務局】

資料4ページですが、先ほどのアンケート、ご意見をいただく件については、B区間の事業内容もそうですが、そのほかの区間についても、再度ご意見を伺うというアンケート用紙にしたいと思います。その締め切りをおおむね4月末ぐらいに設定して、5月下旬ぐらいに次回の協議会を考えたいと思えます。もし、時間が可能であれば、A区間の施工状況も皆さんで見いただければと思えます。

その後の、8月下旬目途にというところは、先ほどと同じ状況でございますので、省略しますが、できれば11月から施工に入っていければと考えています。

【前田会長】

そうすると、5月下旬には、現地を見て、会議をやってとなると、午前、午後ということになるのですか。それとも、引き続きやってしまうという形で考えているのですか。

【事務局】

会議場所が環境センターを確保できれば、短時間で移動も可能ですが、その辺も含めて検討します。

【前田会長】

では、それはわからないということですね。

【事務局】

はい、まだ確定ではありません。

【前田会長】

では、そういうことで、次回5月以降、それから毎月のようにやるのですか、8月まで。ということになりますね。

【事務局】

基本的には、B区間を8月までにやらなければいけないということを前提にすると、このぐらい議論の回数を見ておかないと決まらないのではないかとこのところで、スケジュールを示しておりますが、その進捗状況によっては、もう少し回数を減らすこともあり得ると思います。

【前田会長】

逆に、進まないからもっとやらざるを得ないということもあり得るわけですね。とにかく可能な限り、8月まで努力する。で、そこでだめだったら、残念ながら、少なくとも1年延ばしということを決断せざるを得ないということに進めさせていただく。ということで、次回以降、少なくとも来年度の頭は進めさせていただく。

では、今日決めておかなければならないことはそこまでですが、そのほか、皆さんからご意見、ご注文等、あるいは協議会の関連事項について話がありましたら、いただきます。いかがでしょうか。

【浜田(文)委員】

これは事務局にお尋ねですが、予算的な面で、A、B区間は概算でどのくらいかかるのか、できれば知りたいのですが。

【事務局】

B区間は、築堤の方向で進めようということで、ある程度方向性が出ていますが、中身についてはまだ全然決まっておりませんので、できるだけご意見をいただいた内容がかなうように予算を確保していきたいと思っておりますが、現在では確定しておりません。

【前田会長】

A区間については、今、穴あけ工事で、あれだけで何けたぐらいですか。

【事務局】

A区間の実績ですよ。

【浜田(文)委員】

おおよそのところでいいです。

【司会】

A区間ですが、おおよそ2,800万ぐらいだと思います。

【前田会長】

そうすると、3,000万ぐらい。B区間の築堤その他についても、A区間で3,000万ぐらいですか

ら、けたは大体わかるでしょう。

【浜田(文)委員】

億になるとか、ならないとか。

【事務局】

今のところ、何とも……。

【前田会長】

だから、逆にいうと、100万、200万ではとてもできないし、何十億という仕事はできっこない。

【事務局】

それは、そう思っております。

【前田会長】

逆にいうと、100万、200万、1,000万という仕事ではできないし、かといって、我々が要求して、20億、30億とかかりそうなものをいっても、それは無理ということになるのでしょうか。

【事務局】

それは難しいと思っています。

【前田会長】

その間で考えざるを得ない。浜をどんどんつくればいいといわれても、材料の確保もあります、工費として何億円出せといわれても困るということもあります。この辺も、いつも議論することではないですが、考えておかなければならない。

この際ですが、人によっては、あのような工事は国がやってくれるから、全部、人の懐を当てにするように、いいではないか、という方がありますが、実はそうではないのです。仕事のうちの大体半分は地元、こういう工事の場合は県持ちですから、我々の国税じゃない税金も入れて、国税が半分、県民税が半分。それから、もっと細かいところになると、今度、市民税関係のこともあるわけですから、今は国交省関係に市民税はないですが、我々の無限な要求というのもおのずから限度がある。自然再生のためだからいくら使ってもいいというわけにはいかないということも、心の隅に置いておかなければならない問題だと思います。

【平井副会長】

今日、紹介してもらった事業や、先ほどいった琵琶湖の内湖復元で何億ぐらいかかったのか、そういうものも平面図とあわせて出していただければ、このくらいの事業をこれくらいでやるんだなという認識が深まると思うので、ぜひお願いします。

【事務局】

はい、わかりました。

【牧委員】

工事の量や額などは大事なので、ぜひ知りたいと思いますが、目的が自然回復なので、調査した結果、宍道湖でも、琵琶湖でも、植生の回復状況はどのように評価されているのかを、ぜひ資料の中に入れていただきたい。

それで、協議会で、A、Bとつくっていきますが、いわれたとおりにやりました、やったけれども、植生が回復しませんでした、これは国交省は全く関係ありません、協議会の結論どおりでした。こちらはアマチュアが大分いて、あまりいい意見もいえないので、大事な税金を有効に使うという観点では、国交省としても生き物に関する知識を、環境省や農水省などの専門の方とよく話をし

て、結果、自然回復にどれだけ寄与しているのか、ここで評価をしていくということやっていけないといけないのではないか。もちろん、私どもも一生懸命やりますが、そういうことで、ねらった効果もぜひ資料として出しいただきたいとお願いをしておきます。

【前田会長】

なかなか前例もないのですが、どのように評価するかがまた議論的で難しいのですが、可能な限りの資料をお願いします。

【植田委員】

予算の話が出てきたので、要望をさせていただきたいと思います。特にB区間の自然回復に対して環境造成するには、風力のエネルギーを使わない限り、背後地に入った水は動かさないし、魚が動くためには水温差があることや、例えばフナのノッコミなら、春に8度以上の温度差がないと動きがないなど、もろもろの所見はあります。

私は水産土木屋で、模型の予測だけやっている人間ですが、風車1台では、2億ぐらいでここで十分動かす風車はできる。それを3台もつくれば、余剰金が2,000万円も3,000万円ももうかります。はっきりいうと、B区間についてはそういう自然エネルギーを多角的に使ってどうするか。

かつてピオパークやトンボ池などをやっていますが、あれは電力、ポンプを使ったりしている。そういうことはやめて、もっと自然にあるもので、過去の実績を踏まえた中でやってほしい。そういうことを考えると、B区間については少なくとも5億ぐらいは必要です。もろもろそういうものをつくると、背後の、今のようにトンカチの盛り土堤だけつくると数千万円ですが、そういうような視点をとにかくまずぶつけてみて、それで、だめだったらということを説明してください。私がいいたいことはそこです。あなたのいっていることは非常識だ、こういう形で審査をされた、ということ聞かせてもらいたいという要望です。

それで、Bについては、それぐらいの規模で、おのおのの可能性を踏まえた中で、事業とのバランスの中で施行してってもらいたい。金を取れというのではなくて、今ある、自然にある、あそこの地区のエネルギーを全部総括化していくには、どういう手順があって、どういうことをしているかといけないのかを、すぐにわからなくてもいいですから、そういう戦略を組んでほしいという勝手な要望です。

【前田会長】

先ほども言ったように、水を動かさなければならぬかもまだ決まっておりません。それから、NPOや、営利会社でもないのに、管理者としてできることの限界も考えなければなりませんので、具体的にどうするかは、皆さん、お考えおきいただいて、次回は大きいこれを議論したいと思いません。

よろしければ、本日はこのあたりで閉じさせていただきたいと思います。ほかにありませんでしょうか。

では、マイクをお返しします。

6. 閉会

【司会】

本日は、長時間にわたってご議論いただきありがとうございました。

それでは、第13回協議会を閉会したいと思います。委員の皆様、ありがとうございました。

以 上